

公益財団法人高知新聞厚生文化事業団 事業助成要旨

1. 趣旨

公益財団法人高知新聞厚生文化事業団（以下、「事業団」という）は、地域の芸術文化の振興と厚生福祉の向上のため、優れた芸術文化活動など各種事業の主催、共催、後援などを通じて、その機会を積極的に提供するとともに、事業に対する助成金を支給する。

2. 助成対象

個人は県内在住者、県出身者などの高知県関係者とし、団体は高知県内に本拠を置くか、高知県関係者が運営するものとする。また、助成を受ける事業は、原則として高知県内で実施されるものとする。

3. 選考基準

助成対象事業は、次の用件に適合するものとする。

- ① 高知県内の芸術文化の振興と厚生福祉の向上、国際交流の促進などに真に役立つと認められ、また経済的に助成が必要なもの
- ② 営利を目的とせず、明確な会計経理を実施、報告できるもの
- ③ 冠公演（展覧会など含む）でなく、また特定の団体などの宣伝を目的としないもの
- ④ 助成決定の際、ポスターやちらしなどに「高知新聞厚生文化事業団助成」の旨表示できるもの
- ⑤ 厚生はボランティア活動や人づくりという分野まで広義解釈する
- ⑥ 成績の順位を競ういわゆるスポーツ分野は除外

4. 助成内容

- ① 金銭的支出を伴う助成
- ② 金銭的支出を伴わない助成（名義のみ）
- ③ 共催事業の実施

5. 選考、決定など

① 金銭的支出を伴う助成

4月から9月までに実施される事業への助成については、受け付けを2月中（締切日は高知新聞紙面にて掲載、締切日必着）に締め切り、選考委員会の意見を聞いたうえで、3月中に理事会でその採否と助成内容を決定する。

また、10月から翌年3月までの事業については、受け付けを8月中（締切日は高知新聞紙面にて掲載、締切日必着）に締め切り、同様に9月中に決定する。年間の総助成件数、1件当たりの助成金額は特に定めず、あくまでも内容による。該当がない場合はこの限りではない。

年度途中に特に必要が生じた場合は、例外的に理事長の判断で対応する場合がある。

② 金銭的支出を伴わない名義助成

締め切り日はなく、申請があればその都度、事務局において判断する。

③ 事業団独自による事業の主催または共催は、理事会で決める。

6. 手続き

事業団の助成を受けようとする者は、所定の「助成申請書」に必要な事項を記入し、関係書類があれば添付し事務局に提出する。

用紙は高知新聞厚生文化事業団のホームページよりダウンロードできる。また、事業団事務局（高知放送南館8F）、高知新聞本社受付（高知電気ビル新館8F）に置く。

7. 通知

助成が決定した時は、「助成決定通知書」により関係者に通知し、事業団独自の主催または共催事業や金銭的助成は高知新聞や高知放送で発表する。

8. 実施報告および調査

金銭助成を受ける者（以下「被助成者」という）は、事業団に対し、助成対象事業の実施後ただちに「実施報告書」を提出しなければならない。

事業団は、必要があると認める場合は被助成者に対して調査を行うことができるものとする。この場合、被助成者は、調査に協力し、助成金の使途に係る記録及び帳簿類を事業団に提供しなければならない。

9. 助成の取消し

被助成者が次の各号に一つでも該当すると認められるときは、助成金支給の全部または一部を取り消すものとする。この場合、既に交付された助成金があるときは、その全部または一部を返還させることができる。

- ① 申請内容に虚偽が判明したとき。
- ② 助成金を助成対象事業以外に使用したとき。
- ③ 助成対象事業を実施せず、また実施しても当該事業年度中に「実施報告書」を提出しなかったとき。但し、事業実施日が年度末になるなど、当事業団が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 助成対象事業の実施に当たり、著しく社会的妥当性を欠く行為があったとき。
- ⑤ その他、事業団が助成を不適当と認めたとき。

高知市本町三丁目3-39

公益財団法人 高知新聞厚生文化事業団

理 事 長 中平雅彦

(問い合わせ) 事務局 TEL 088-825-4098
FAX 088-825-4037